

□第54回委員会(H18. 12. 7開催)以降の会議開催経過

種類	回	開催日	時間	場所	議題次第	結果報告
意見聴取反映WG 作業検討会	第 9 回	2006.12.6	10:00～14:00	ばるるプラザ 京都	1)住民参加のさらなる進化にむけて(案)の修正執筆作業	なし
運営会議	第 81 回	2006.12.7	9:00～9:45	みやこめっせ	1)第 54 回委員会の進め方について 2)その他	P2
委員会	第 54 回	2006.12.7	10:00～13:00	みやこめっせ	1)ダム等の管理に係るフォローアップについて 2)部会・WGの検討状況と今後の予定について 3)その他	P3
意見聴取反映WG 作業検討会	第 10 回	2006.12.7	14:00～18:00	みやこめっせ	1)住民参加のさらなる進化にむけて(案)の修正執筆作業	なし
水位操作 WG 検討会	第 6 回	2006.12.8	13:30～16:30	コラボしが 21	1)河川管理者による資料説明 2)水位操作WG意見書論点整理 3)一般傍聴者からの意見聴取 4)今後の進め方について 5)その他	P5
委員会 作業検討会	第 4 回	2006.12.14	10:00～17:00	みやこめっせ	1)ダム等の管理にかかるフォローアップについての質疑応答	なし
委員会 作業検討会	第 5 回	2006.12.18	10:00～17:00	みやこめっせ	1)ダム等の管理にかかるフォローアップについての質疑応答	なし
意見聴取反映WG 検討会	第 6 回	2006.12.19	11:00～14:00	コラボしが 21	1)「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」について 2)一般傍聴者からの意見聴取 3)今後の進め方について 4)その他	P7
水位操作 WG 検討会	第 7 回	2006.12.19	14:30～17:30	コラボしが 21	1)水位操作WG論点整理 2)一般傍聴者からの意見聴取 3)今後の進め方について 4)その他	P9
意見聴取反映WG 作業検討会	第 11 回	2006.12.19	17:30～20:30	コラボしが 21	1)住民参加のさらなる進化にむけて(案)の修正執筆作業	なし
運営会議	第 82 回	2006.12.25	10:00～13:00	ばるるプラザ 京都	1)ダム等の管理に係るフォローアップのスケジュール確認 2)利水・水需要管理部会、意見聴取反映WG、水位操作WGの状況確認 3)地域部会(2007/1/5 及び 1/8)の進め方について 4)第 55 回委員会(2007/1/11)次第確認 5)ダムワーキングの進め方 6)今後の会議等開催日程について 7)その他	P11
琵琶湖部会	第 38 回	2007.1.5	15:00～17:00	コラボしが 21	1)琵琶湖部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理 2)その他	未作成
淀川部会	第 35 回	2007.1.8	13:00～14:30	コープ・イン 京都	1)淀川部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理 2)その他	未作成
木津川上流部会	第 5 回	2007.1.8	14:45～16:15	コープ・イン 京都	1)淀川部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理 2)その他	未作成
猪名川部会	第 32 回	2007.1.8	16:30～18:00	コープ・イン 京都	1)淀川部会における次期委員会へ引き継ぐ課題の整理 2)その他	未作成
意見聴取反映WG 作業検討会	第 12 回	2007.1.9	13:30～17:30	ばるるプラザ 京都	1)住民参加のさらなる進化にむけて(案)の修正執筆作業	なし
水位操作 WG 作業検討会	第 2 回	2007.1.9	17:30～20:30	ばるるプラザ 京都	1)琵琶湖の水位管理をめぐる論点と課題(案)の執筆作業	なし

開催日時	2006 年 12 月 7 日 (水) 9:00~9:45
場 所	みやこめッセ B1F 第 1 会議室
参加者数	委員 9 名 (委員長、各部長、副部長)、河川管理者 3 名

1. 検討内容および決定事項

①庶務より報告

庶務より本日の出席委員について以下の報告を行った。

- ・本日は、7名の委員から欠席したい旨の連絡があった。
- ・このため、委員会の出席は、現在のところ18名であり、定足数の13名はクリアしている。

②本日の会議について

- ・本日 10:00 より開催する「第 81 回委員会」の進め方について
- ・「1) ダム等の管理に係わるフォローアップについて」は高山ダム、青蓮寺ダムについて河川管理者から1時間程度説明する。
- ・「2) 部会・WGの検討状況と今後の予定について」は各部長より説明をお願いしたい。
- ・「3) その他」
- ・河川部長の説明を聞いてから休憩を取り、その間に委員で意見交換をし、できれば委員会名で要望書を出したい。(部長は11時半には会場に到着する予定である)
- ・委員会をすみやかに再開して欲しい、開かれた委員会にして欲しい等の内容になると思うが、その場で最終要望書を検討する。

③他の審議事項について

○12月14日、18日開催予定のダムフォローアップに係わる委員会作業検討会の進め方について

- ・庶務よりダム管理者の要請として3ブースにしたいという報告をし、了承を受けた。
- ・その日の進め方について委員長より会議冒頭に30分程度の説明をする。
- ・14日に、提供して欲しい資料のお願いを行うことは可能とする。
- ・18日の委員会作業検討会は予備日ではなく、両日実施することとする。
- ・委員には出席できる時間帯も聞くことで、ダム担当者も出席する際に効率的に行うことができる。
- ・ダム担当者が2人いるので主任を決めておく。

○1月5日、8日開催予定の各部会の進め方について

- ・地域部会を1月5日、8日に開催を予定しているが、どのような内容で進めるかについては各地域部会(部長)で考えて欲しい。
- ・当日の部会では、各部会における積み残した課題等次の委員会に引き継ぐ事項を整理することとする。
- ・委員会メーリングリストを利用して部長からやり残したこと、申し送り事項について整理したものを全員に送付し、意見をもらう。
- ・部会については今後継続するか分からないので、最終的には各部会の申し送り事項は、委員会としてまとめた方がいいのではないかと。
- ・1期～2期は委員の継続者がいたので半年くらいは勉強会をしていた。

○その他について

- ・ダムワーキングは委員会でも表明しているので対応を考えた方がよい。
- ・ダムワーキングでは、当面ダムが建設されるまでの間どうすればよいかを提言したいが、これまでかなり論議しているのでそれをまとめればよいのではないかと考えている。
- ・水位操作WGの1月の予定は明日の検討会で検討したい。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。

淀川水系流域委員会 第54回委員会（2006.12.7開催）結果報告		2006.12.15 庶務発信
開催日時	2006年12月7日（木）10：00～13：40	
場所	みやこめっせ 1階 第2展示場A	
参加者数	委員17名、河川管理者（指定席）22名、一般傍聴者（マスコミ含む）141名	
<p>1. 決定事項：流域委員会要望書「次期委員会についての要望書」が河川管理者に提出された。</p> <p>2. 報告の概要：庶務より、前回委員会以降の経過報告がなされた。</p> <p>3. 審議の概要</p> <p>① ダム等の管理に係るフォローアップについて 河川管理者より、審議資料1-1-2「高山ダム定期報告書(案)概要版」、審議資料1-2-1「青蓮寺ダム定期報告書(案)概要版」を用いて説明がなされた後、委員との質疑応答がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。</p> <p>○利水補給について</p> <ul style="list-style-type: none"> 高山ダムでは平成8年以降取水制限が行われていない(P15)。平成8年以降は、利水者の取水に何も影響がない状況、つまり供給能力の低下（利水安全度の低下）は起きていないということによいか。 ←平成17年にも高山ダムから下流への補給を実施している。淀川の近年の渇水発生状況表（P15）には記載漏れがあるかもしれないので確認をさせて頂きたい（河川管理者）。 高山ダム地点で1385m³/sの調節量があるとされているが、下流の加茂地点では約400m³/sに下がっている。一方、青蓮寺ダム地点における335m³/sの調節量は、下流では約380m³/sに増えている。これによいか。 ←加茂地点では、高山ダムから下流へ距離が離れているためにピーク流量が崩れてしまっていることと併せて、高山ダムの放流量に加えて木津川本川と残留域からの流量が合計された流量になっている。青蓮寺ダムの基準点（上名張地点）は比較的ダム直下であるとともに比奈知ダムの効果も加味されているため、ダムの効果が顕著に表れている（河川管理者）。 高山ダムの加茂地点での低減効果が水位で29cmとなっている(P13)。この数値は加茂地点のHQ曲線から計算したものなのか。もしHQ曲線から求めているのであれば、任意の地点では数値が出せないのか。 ←基準点のHQ曲線を用いて、低減できた流量を試算し、水位に換算している（河川管理者）。 洪水調節と利水補給の統合運用・統合操作について説明がなされたが、琵琶湖や他のダムとの連携の実績や効果を説明してもらえればよかった。また、全国のダムとの比較・評価も実施して欲しい。 <p>○水質について</p> <ul style="list-style-type: none"> 高山ダム、青蓮寺ダムの「水質調査項目・頻度」が示されているが、例えば「形態別栄養塩項目」は「富栄養化関連項目」の「総窒素・総リン」の中のもので、この分類のまま評価されるのは問題だ。また、溶存酸素は冬場は水温が低いために高くなるが、調査結果によると網場と流入河川で違っている。測定した時間が違うのではないか。データを比較するために測定時間を記載しておいて頂きたい。 上流にアオコが出現しているが下流のダムで発生していない理由やメカニズムの解明が大切だ。また、曝気を行うことでアオコやプランクトンが増えなくなるだけで、根本的な解決策ではない。長期的な曝気による影響について、他ダムにおける曝気の事例を比較調査することも重要だ。 <p>○生物について</p> <ul style="list-style-type: none"> 高山ダムの特定種の出現種数が示されているが（P47）、年度毎に種が安定的に維持されているかどうか問題だ。ある年に見つかった種がその後見つかっているのかどうか、増減を示した定量的なデータがあればよい。また、湖岸緑化対策（P52）については植生状況（種類組成や群落組成）を示して欲しい。 <p>② 部会・WGの検討状況と今後の予定について 検討経過と今後の予定について、部会長、リーダーから説明がなされた。主な内容は以下の通り（例示）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域ごとの検討事項や課題点をとりまとめておきたい。最終的なとりまとめは委員会で行うが、まずは地域別部会で意見や論点の整理をお願いしたい（委員長）。 「水需要管理に向けて(案)」をそのまま河川管理者に提出するのは反対だ。水需要管理は重要で賛成だが、例えば、意見書では「淀川フルプランは形式的にも実質的にも内実はなくなった」としているが、フルプランに変わるものが何なのかがわからない。フルプランを土台にして水需要管理をいかに構築していくかを考えるのが適切だ。また、利水安全度低下への評価が低い。水需要管理と財政問題にも関係がない。大阪府営水道に関する記述についても決着がついており、反証も明らかにされていないので、賛成できない。 ←少数意見については作業検討会にて検討して頂き、さらに第55回委員会でも検討したい(委員長)。 <p>③ その他（今後の流域委員会について） 河川管理者より、今後の流域委員会について説明がなされた後、委員との質疑応答がなされた。その後、委員長より「次期委員会についての要望書」が提出された。主な内容は以下の通り（例示）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員会の進め方として「透明性」「客観性」「あらゆる意味での住民参加の推進」は基本姿勢なので今後も全く変更はない。委員会の6年間の活動による成果が得られた一方で、自治体の首長等から「河川管理者が委員会の意見に偏重しているのではないか」というご批判を頂いていること、委員会へお願いしていることが多岐に渉り委員への負担が大きいこと、運営経費も高額になっていることが問題となっている。そこで、6年間の成果をレビュー（検討）するために、河川管理者、委員会委員、自治体首長、第三者（学識者等）の協働による検討の場を持てればと思っている。自治体には整備計画をつくる上で自治体・住民・学識者の意見を聴くというやり方そのものについて自治体の立場から建設的な意見を頂ければと思っている。場合によっては、社会的評価という側面から報道関係者にも入って頂いた方がよいかも 		

いと思っている。河川管理者だけで検討するのではなく、協働で6年間の成果をレビューする場を持ちたい。今年度中にレビューができればと思っている。次期委員会や住民、自治体への意見聴取についてレビューし、公募も含めた委員選定等の具体的なスケジュールに入っていきたい。なお、レビューやそれ以後の手続きについては、従来通り、オープンな形で進めたい。具体的なメンバー等は決まっていないが、以上が現時点での河川管理者としての考えだ（河川管理者）。

- ・レビューに第三者として学識者を入れるのは理解できるが、委員会のあり方を考えるために自治体関係者を入れることには違和感がある。レビューは公開で開催するのか。
 - ←次期委員会の議論ではなく、整備計画を進める上で委員会、住民、自治体の意見をバランスよく聴くための全体の進め方等について整理していく。6年間の成果の整理を行い、今後の委員会において改善すべき点等について検討するが、次期委員会だけではなく、住民や自治体の意見の聴き方の全体について検討してアウトプットを出したい。レビューの公開については決定していないが、少なくとも審議経過はオープンにしていかなければならないと考えている（河川管理者）。
 - ←レビューに加わる委員会委員2～3名は、委員会が推薦した委員でお願いしたい。
- ・委員会再開までに数ヶ月間の空白ができるが、空白期間の対応はどうするのか。
 - ←一般の方からのご意見を受けつける庶務の窓口やHPは継続する。委員への報告事項はHPやメーリングリストで報告し、意見を聴くべき場合は個別に頂くか、集まって頂くことになるかもしれない。具体的には決まっていないが「委員会がないから意見は聴かない」ということではない（河川管理者）。
- ・次期委員会についての要望書を提出する。委員会の声を真摯に検討して次期委員会においても真に審議する委員会とされることを要望する（委員長）（以下、要望書から抜粋）。

1.本日、貴局が説明された次期委員会についての検討組織について

- ①一日も早く立ち上げ、迅速に結論を出すこと。②公開のもとで検討をすすめること。

2.次期委員会について

- ①次期委員会を可及的速やかに再開させること … 委員会が河川整備計画案に対して意義ある意見を述べるには、計画案が示されるまえから、周到に準備することがなによりも重要です。本委員会は、6年もの長き年月と、国民の血税をかけて、意見を述べる準備をしてきました。こうした準備を活用するためには、次期委員会を可及的速やかに再開させることが必要です。
- ②再開後の委員会も「開かれた」ものとする … 委員会が意義ある審議を行うには、委員会の自主性および透明性を保障するとともに、広く一般の意見を聴取し、審議に反映させることが重要です。また、河川の特性を活かした整備計画を策定するには、多様な専門分野の学識経験者のみならず、地域の特性に詳しい住民を委員とし、真に開かれた委員会にすることが必要です。
- ③現委員会の成果を継承すること … 本委員会は、設置以来、500回を超える委員会や地域部会あるいはテーマ別部会などを開催し、会議の内容および資料をすべて公開してきました。本委員会が努力してきた成果を次期委員会に継承することが必要です。

4. 一般傍聴者からの意見聴取：5名から発言があった。主な意見は以下の通り（例示）。

- ・マル秘だった基本高水等が公開されるという情報公開の流れの中で、淀川水系流域委員会ができ、河川管理者への信頼を保ってきたが、これを否定するような「休止」はどうか。これまで努力を無にし、河川管理者への不信を生んでしまうことになる。洪水を含めて河川とどうつき合っていくかを考えるために市民と協働しいかなければならないこの時期に、委員会休止の方針が出されることを非常に残念に思う。レビューは公開で行い、次期委員会が再開されるまで現委員会の継続をお願いしたい。
- ・河川管理者は、流域委員会や流域委員会との仕事をどう評価しているのか。はっきりしてもらいたい。
- ・伊賀市の将来人口動向を的確に把握できなければ、水道事業政策の決定が困難となる。平成15～17年の推計は実績より521人もずれている。人口推計の数理的な性格上、修正しなければ25年後には13.25%以上も過大となる。例えば実績75000人なら推計84937人となり、9937人も違つくと一日平均給水量は約4670m³も違ってくる。三重県は社会保障人口問題研究所の高い人口推計値にすがりたいだろうが、過去の推計（出生率の見込み違い等）は悲惨な実績を示している。大学やシンクタンク、経産省等の統計を総合し、伊賀地域の特性を考慮しつつ分析し直すべきだ（参考資料1 No733）。また、意見書No703にてパンフ「新たな河川整備を目指して」が著作権法の同一性保持権に反してゆがめられていること等について指摘し、パンフの訂正などを求めたが、なぜ委員会は動かないのか。今次委員会での決着を強く求める。
- ・休止は残念だ。基本方針が遅れているからという理由には道理がないし、納得できない。河川管理者の説明にも説得力がない。河川法を実践しようとするのが流域委員会だ。流域委員会の意見が気に入らないから休止するということは、河川法の本質や民主主義と相容れない。「河川管理者は委員会の意見を偏重しているのではないか」という自治体の意見が事実ではないのであれば、考慮しなくてよい。レビューには自治体代表は不要だ。入れるのであれば「では、住民も」ということになる。審議の継続性が切られることが問題だ。最近の河川管理者は委員会を軽視している。休止を取り消し、公募制を含めて次期委員会委員を速やかに任命するよう強く要請しておきたい。
- ・流域委員会の要望書や一般意見を聴いて河川管理者はどう思っているのか。きちんと発言すべきだ。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

開催日時	2006年12月8日(金) 13:35~16:30
場 所	コラボしが 21 3階 中会議室2
参加者数	委員7名 河川管理者22名 一般傍聴者6名

1. 決定事項

- ・ 次回のWG検討会に向けて、論点をとりまとめてMLで配信する。意見があればMLにて提出する。

2. 検討の概要

① 河川管理者による資料説明と質疑応答

河川管理者より資料1「資料27(追加)琵琶湖沿岸部の内水排除施設について」について説明がなされた。

② 水位操作WG意見書論点整理

WGリーダーより、資料2-1-1「水位操作WG論点1207」について説明がなされた後、意見交換がなされた。その後、資料2-1-3「綾委員からの意見」(治水について)、資料2-2「意見書項目担当委員からの意見」(利用)について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・ 水位操作試行では、常時満水位 BSL+0.3m を柔軟に運用してきた。これが洗堰操作規則に抵触していないということであれば、常時満水位を BSL+0.1m で運用しても操作規則に抵触しないのか。
 - ← 水位試行操作以前は、雪解け水によって回復する琵琶湖の水位を BSL+0.3m まで上昇させてワントッチした後、水位を低下させてきた(BSL+0.3m はその切り替えの目標点として使ってきた)。これまでの試行操作の中で、「6月16日にBSL-0.2m」を必ず確保するために、渇水状態を考慮しつつ少なくともどれだけ水位を上げられるかを再計算した結果、運用上はBSL+5cmを確保しておけばおそらく大丈夫だろうということがわかった。現在、BSL+0.3m はこれを超えると浸水エリアが発生する恐れがあるために全開放流の基準として使っている。常時満水位をBSL+0.3m からBSL+0.1m へ変更したとすると、BSL+0.1m に上昇したら全開放流で下げることとなるが、試行操作の結果では、そのような操作はすべきではないだろうと思っている。操作規則を変えるとすれば、これまでの試行操作を操作規則に位置付ける必要があるだろうと考えている(河川管理者)。
- ・ 第一期河水統制事業におけるBSL+0.3m とその後のBSL+0.3m では意味が違うと考えてよいのか。つまり、利水開発や洪水調節機能の増大がなされBSL+0.3m に固執しなくてもよい状況になったにもかかわらず、そのまま残っていると理解してよいのか。それとも、今もBSL+0.3m には合理的な意味があると理解してよいのか。
 - ← 当時の施政者がどう考えたのかは記録に残っていないので答えられないが、結果として残っているデータから判断すれば、平均的な高めの水位がBSL+0.3m なのでこれを冬期に確保しようという考えがあり、その後、新しい計画を立てる際にもこの数値を引き継いだのではないかと思われる(河川管理者)。
- ・ 現状で常時満水位BSL+0.3m は滋賀県にとってどういう意味があるのか。
 - ← 「滋賀県にとって」という言い方が判断しかねるところだが、例えば、冬期の浜欠けの観点から言えばBSL+0.3m は高い水位と言われている。ヨシの育成をしている住民からは冬期の水位をもっと下げてくれという意見が出されている(河川管理者)。
- ・ 夏期制限水位を±0cmにした場合のデータが不十分なので、これまでの水位試行操作とは違ったパターンで試行してみてもどうか。魚類が遺伝的に6月以降に産卵しなくなっているかもしれない、制限水位を±0cmに変更しても産卵しないかもしれない。魚類は水位が10cm上がった1~2日後に産卵しているのではないかということがわかってきたので、魚類の遺伝的な特性がどこまで損なわれているかを調査するために、水位が高い冬期に水位変動の試行(数回の水位上昇と低下)ができないか。本来であれば、6月以降に制限水位以上にあげなければならないが、非常に難しいので、冬期に水位変動の試行ができないか。
 - ← 意図的に水位を上昇させることは、降雨による上昇しかできない。やるとしても、平成16年のように水位が上がったのはよいが、下げるタイミングを失ってどんどん上がってしまうことが懸念される。確かに今年は7月末に水位が上がったにもかかわらず春先の産卵数よりも少なかった。操作規則制定前との違いは、雨が降って水位は上がるが速やかに水位を下げてしまうので、水位上昇の絶対値が小さくなった、あるいは水位が上昇している期間が短くなったという点だろう。「水位変動のリズムの消失」について、審議資料2-1-1「水位操作WG論点1207」には誤解のないよう記載をお願いしたい(河川管理者)。
- ・ 制限水位を±0cmにした場合に増加する浸水深が被害額にどのような影響を及ぼすのか。迎洪水位は下がっている(実際にはBSL-0.3cm以下なので)、制限水位を0.3m上げたからといって、洪水時の水位が0.3m上がるわけではない。滋賀県がどこまで受忍できるのかを検討してみる必要があるのではないか。
 - ← 滋賀県にとっての制限水位を±0cmに変更するメリットは「琵琶湖の価値」だ。一定の治水を犠

性にしても「琵琶湖の価値」(生物、資源、環境)を滋賀県として守っていくことが重要だという認識が生まれなければ、政治的な決着にはならない。ただ、歴史的に滋賀県は下流に強いられてきた以上、河川法に環境が入ったからといって、すぐには、環境にとって望ましい制限水位に変更することへの社会的な合意はとれない。流域委員会は説得力ある論理によって、利水・治水・環境でそれぞれ我慢して、環境に一定の配慮をした水位操作にしていけないといけないという議論を意見書で展開できるかどうか。できなければ、今回の意見書は論点整理に終わってしまう。

←制限水位を±0 cm にあげた場合のシミュレーションはすでに示している。何らかの治水対策なしに制限水位を上げるのは非常に難しい(河川管理者)。

←一期制限水位を上げるメリットは下流の利水だけだ。あげればあげるほど下流に有利になるので、滋賀県にとっては容認しがたいだろう。何らかの配慮がいる。

- ・制限水位をあげるためには増大する治水リスクへの対応が必要になるというのは、整備計画の枠内では当然だが、流域政策を整備計画の枠内でやっていくのかどうかということだ。整備計画では、別の枠組み(金銭的補償等)を想定しておらず、整備計画自体が未熟だと言える。制度が不十分である以上、河川管理者だけで「当事者が一定満足できる、一定受忍できる」レベルまでやろうとしても出口は見つからない。例えば、ダムの代替案よりもダム建設の方が安いということになってしまう。その際にも、環境を大きく損なうダム計画を避けるメリットも含めたコスト計算をしないといけないが、整備計画ではそこまで想定されていない(利水者のダム撤退も想定されていない)。整備計画が制度として不十分という議論は十分に成り立つ。また、湖岸域まで都市が進出してきた地域での対応例として、インドのボパール湖がある。国が不法占拠してきた住民を手当して、今は立派な森林になっている。ドイツのコンスタンツ湖は確か100年計画で幅広い浸水域を確保しようとしている。長期的に浸水域を確保することが整備計画でできるかどうか。琵琶湖でどう考えていくか。

←洗堰操作規則と新河川法には相容れない部分があるので、新しいパラダイムが必要だ。そこに乗り込んでいくという意見書にしなければならない。

- ・制限水位をあげるために必要な治水リスク対策は、治水の根本的な考え方を変えないとどうしようもない。琵琶湖周辺に限っていえば、やはり環境を重視しないといけない。治水はこれまでの努力によってかなりのレベルに達してはいるが、貯水施設は普段は役に立たない。流域対応(道路嵩上げ等)は普段でも役に立つ。本気で「溢れる治水」をやるなら、琵琶湖をモデル地区にして欲しい。

- ・洗堰の放流能力を高める対策は、制限水位をあげるための治水リスク増大対策にはならないのか。

←異常渇水対策容量を琵琶湖で確保するために琵琶湖の水位をどれだけあげられるかを検討した。

制限水位をあげるための対策としては、琵琶湖の洪水時の水位上昇パターンから事前放流による方式とダムによる方式の両方が必要であると考えている。両方を併用して最大7 cm 上げられるという説明をダム方針の説明で行った(河川管理者)。

- ・資料2-1-P4のプロジェクトチームの説明箇所には、滋賀県の考えも記載しておかないといけない。
- ・滋賀県にとって全閉操作を容認できないのは当然だが、下流が危険かどうかの判断が進歩しているので、今後、全閉操作の回数がより少なくなるかもしれない。

←全閉操作の条件は基本的には淀川だが、数値的な条件は枚方地点と天ヶ瀬ダムだ。過去数回の全閉操作を行っているが、いずれも操作規則ができる前で明確な規則がなく、非常に混乱した。最近、枚方地点の水位上昇による全閉は行っていない。昭和40年、昭和47年は、天ヶ瀬ダムがパンクしそうになったため全閉が行われた(河川管理者)。

- ・資料2-2の「利用」に関する意見は問題意識として指摘したものなので、意見書にとって不要な部分や誤認があれば削除して頂きたい。

③ 一般傍聴者からの意見聴取：2名から発言がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。

- ・ダム管理例規集に記載されている規則と操作規則変更には整合性があるのか。また、「滋賀県知事が大戸川ダムは将来的に必要という国の方針を支持した」という新聞記事があったが、河川管理者と相談の上なのか、滋賀県独自の考えなのか。議論しておかないといけない。

- ・流域委員会は、天ヶ瀬ダム再開発の目的の大部分を「琵琶湖の環境改善のため」と位置づけてきたが、今回の意見書では洗堰水位操作と天ヶ瀬ダム再開発の関連について意見を述べないのか。

←水位操作で精一杯というのが現状だ。淀川の水位操作についてもどこまで書けるか分からない。

水位操作と天ヶ瀬ダム再開発については、地域別部会で対応すべき課題ではないかと思っている(WGリーダー)。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

淀川水系流域委員会 第6回意見聴取反映WG検討会 結果報告		2007.1.4 庶務発信
開催日時	2006年12月19日(火) 11:00~14:10	
場 所	コラボしが 21 3階 中会議室1	
参加者数	委員7名 河川管理者15名 一般傍聴者8名	
<p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「住民参加のさらなる進化に向けて(案)平成18年12月19日版」への意見がある委員および一般の方は、12月25日まで庶務に提出する。 <p>2. 検討の概要</p> <p>① 住民参加のさらなる進化に向けて(案)について</p> <p>資料1「住民参加のさらなる進化に向けて(案)平成18年12月19日版」について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。</p> <p>○「はじめに」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P1 3行目の「これは」が何を受けているのかが不鮮明だ。河川整備計画を指していると思われるので、「この改正後の河川整備計画とは」と書いておいた方がわかりやすい。 ←修正したい(WGサブリーダー)。 ・P2 第3段落で「住民意見の反映」が新たな河川整備の目的に加えられた」と書かれているが、住民意見の反映は目的ではなく、策定手続きなので、修正すべきだ。 ←「目的」と「策定手続き」を区別する(WGサブリーダー)。 ・P2 第4段落「民主主義社会では、主権在民が」以下の説明にどのような意図があるのか。前後の脈絡からいって、違和感がある。 ←意見聴取反映WG作業検討会にて検討したい(WGサブリーダー)。 ・P1 第5段落に「琵琶湖・淀川水系」という表現があるが、「淀川水系」に統一した方がよい。 <p>○第1章「河川管理者による意見聴取・反映の現状とその評価」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P3 2行目および3行目の「保証」は削除すべきだ。 ・P4 では河川管理者の意見聴取の手法としてHPやはがき、電子メール等が説明されているが、P3 第2段落ではHPやはがき等について触れられていない(河川管理者)。 ←「媒体」にすべて含まれていると考えている(WGサブリーダー)。 ・P9 b) 第3段落で対話討論会の開催回数について、「開催回数に制限を設けてはならない」としている一方で「許容範囲であれば」ともしており、矛盾している。提言で示した「n回」とは、タイムスケジュールの中で最大限の対話を重ねるという意味だと考えるべきだ。説明を追加した方がよい。 ←「許容範囲」は、河川管理者だけで決めるものではなくて、関係者の合意のもとで決めるものだろう。 ←時間と費用の制約は出てくると思うが、具体的にどの程度でよいのかは、ケースバイケースで判断しなければならないと考えている(河川管理者)。 ←目標回数を実施して意見等を集約した後に、さらに開催するという順応的な手法が必要だ。 ・P13 第2段落「科学性を保つ専門家と民主制を保つ関係住民」とは、どういう意味か。 ←わかりにくいので、表現を修正したい。 ・P5 下段で河川管理者が実施したワークショップ方式、グループ討論会方式、円卓方式の対話討論会について説明されているが、分類がわかりにくい。ワークショップとその他の違いはファシリテーターの有無にあるように読めるが、ワークショップと対話討論会の違いは、事前に意見提出を求めるかどうかにある。またグループ討論会は、円卓対話討論会の参加人数が多い場合に採用した方式なので、表現を修正されてはどうか(河川管理者)。 ←わかりやすくするために3つに分類したが、よりよい分類があれば教えて欲しい。 ・P8 下段に「河川管理者にそのプロセスを問いたい」とあるが、問うているのは「事業中のダムに住民意見を反映されるプロセス」なのか、「住民意見を反映させる対象として事業中のダムを選んだプロセス」なのか、確認をお願いしたい(河川管理者)。 ←事業が進んでいるダムにおいて、対話討論会という手法が馴染むのかどうか。確かに活発な議論が行われていたが、住民の真意がきちんと反映されるのか。ダム計画の早い段階であれば対話討論会は有効だが、具体化したダム計画で対話討論会という手法を用いてよいのか、疑問に思っている。事業中のダムに関して対話討論会を開催してよかったと評価している河川管理者の総括についてお聴きしたい。 ←意見聴取の面で未熟な面があったので、試行的な意味合いで、事業中のダムにおいて対話討論会 		

を実施した。このため、「対話討論会の対象として事業中のダムを選んだプロセス」を問われても答えるのが難しい。(河川管理者)。

←なぜ河川管理者が対話討論会を開催してよかったと評価するにいったのか、討論会の中身を含めた評価をして欲しい。

- ・P12 第4段落「委員会の関係委員のつぶやき」としているが、具体的な内容は重要なので、きちんと記述しておいた方がよいのではないか。

○第2章「住民参加のさらなる進化に向けて」について

- ・P18～19でアンケートとサイレントマジョリティーについて記述されているが、対話討論会の前後にそれぞれアンケートを実施して、意見の変化を調べる必要もある。また、アンケートはサイレントマジョリティーの発掘方法としても有効なので、両者を関連させた記述にして頂きたい。
- ・P19のサイレントマジョリティーの分類は妥当だと思うが、「これからも意見を持つ可能性がきわめて低い人」の条件としてあげられている「年齢」は削除すべきだ。また、P17では「成果が実らないサイレントマジョリティーだとみなして対象から除外することが妥当である」とまで書く必要はない。
←「年齢」については、赤子等は考えなくてよいという意味だ。
- ・P18中段で「アンケートの回収数が数百名であれば偏らない」とあるが、アンケートの対象となる母数によるので、修正した方がよい。

○第3章「社会的合意についての考察」について

- ・P26 5行目で「多様な住民意見を集約することが基本的に無理であることが多い」としているが、「困難である」と修正した方がよい。
- ・P27 第1段落で「河川管理者が住民の真の意見を聴取しこれを反映するものである」としているが、「真の意見」はさまざまな意味の取り方ができる。流域委員会の考え方である「社会的合意とはプロセスそのものだ」という表現をしてはどうか。

2. 一般傍聴者からの意見聴取

- ・提出した意見の取り扱いが重要だ。河川管理者は聞き流しになっているのではないか。天ヶ瀬ダム放流量と宇治川流量の関係について質問を出しているが、河川管理者からの返答がない。提出した意見がどう扱われたのか、河川管理者には意見や質問の提出者への説明責任がある。また、塔の島地区河川整備検討委員会は流域委員会の指摘を無視して進んでいるので今後は両委員会をリンクしていく必要がある。「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」は、フローチャートによる説明が加わればよりわかりやすくなる。P13では対話討論会における適切な代表者の選定について書かれているが、個人として意見を述べる場合は、これにあたらぬのではないか。また、住民意見が良識的であるかどうか(P13下段)は結果による。精査して河川管理者がどう反映していくかが重要だ。P23下段「消化」という言葉は修正した方がよい。
- ・写真や図式等があれば、よりわかりやすい答申書になる。巨額の予算が必要なスーパー堤防事業が本当に必要なかどうかをきちんと検討すべきだ。
- ・「住民参加のさらなる進化に向けて(案)」P27で合意形成に向けたステップが書かれているが、各ステップでどのような意見聴取が適切なのか、ステップ毎に河川管理者が実施した住民意見聴取の手法を整理してはどうか。P21「a)窓口の常設と広報活動がなぜ必要か」では、どのような広報活動をすべきなのか書かれていない。情報公開は住民対話集会の前提なので、住民に理解してもらうための活動が必要だ。P22「b)住民と河川管理者との協働がなぜ必要か」には「協働」の具体的な中身が書かれていない。住民は何をすべきなのか、何ができるのかを書くべきだ。また、河川レンジャー制度が本来の趣旨から外れるのは危険だ。P23の専門家パネルについても今後の変化まで考えた上で記述する必要がある。サイレントマジョリティーについては、意見を言わない人は放っておくという切り捨ての論理が示されているが、サイレントマジョリティーが意見をもてるような活動が必要だ。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。
詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

淀川水系流域委員会 第7回水位操作WG検討会 結果報告		2007.1.4 庶務発信
開催日時	2006年12月19日(火) 14:30~17:00	
場所	コラボしが 21 3階 中会議室1	
参加者数	委員7名 河川管理者23名 一般傍聴者9名	
<p>1. 決定事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・12月26日までに担当委員が担当項目を最新版に更新する。年内に最新版を全委員に送信するので、意見書の構成や内容に対して意見がある場合は1月5日までに提出する。1月の水位操作WG作業検討会では意見書たたき台を用いて検討する。 <p>2. 検討の概要</p> <p>① 水位操作WG意見書論点整理</p> <p>WGリーダーより資料1「水位操作WG論点 1219」の第6章以降について説明がなされた後、意見交換がなされた。主な意見は以下の通り(例示)。</p> <p>○「6. 水位操作の試行とその評価」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗堰操作規則はある想定の下でつくられたものなので、操作規則制定以降の運用データをもとにした再検討はあり得るのではないかと。琵琶湖がダムではなく自然の湖沼だといふのであれば、規則で縛るべきではない。 ・操作規則制定時に規則の変更について話し合われたのか。操作規則を変える余地があるのか。 <ul style="list-style-type: none"> ←操作規則には見直し条項はなかったと記憶している。全閉操作については、滋賀県知事の要望書等から考えると、操作規則だけで問題を解決するのではなく、水系全体であらゆる対策をもって解決しようとしていたと思われる(河川管理者)。 ・操作規則の改定について議論する場ができる可能性はある。平成4年の段階では河川法改正を想定していなかった。現在の滋賀県の立場が当時の滋賀県と同じであれば操作規則を変える必要はないが、滋賀県の立場も変わってきているかもしれない。環境に対する関心も高まっており、それを背景とした政治的状況が生まれているのであれば、制限水位は決して不可侵ではない。ただ、制限水位 BSL-0.2m をあげる問題については、どの程度説得力のある論理を言えるかによる。制限水位変更による環境と利水のメリットと治水のデメリット、これらのトレードオフを判断するのは社会だが、少なくとも流域委員会はその構造は示さなければならない。 ・制限水位 BSL+0.2m を BSL+0.1m にあげれば、洪水も 0.1m あがる。滋賀県がこれを認めてくれれば河川管理者も制限水位をあげることができる。 <ul style="list-style-type: none"> ←琵琶湖の河川管理者の立場ではないが、浸水想定区域図を公表した立場から言えば、現状の琵琶湖で既往最大の洪水があった場合には BSL+2.5m に達するという状況にある(河川管理者)。 <p>○「7. 治水」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水(2)では、浸水想定区域図を公表しているという点が指摘されていない。また、治水(3)では洗堰の全閉操作が行われた回数や時期が記されていないので、追加した方がよいだろう。 ・治水については、流域委員会ではこれ以上の検討は難しい。あとは、「○○のさらなる検討をのぞむ」という意見にするほかないのではないかと。担当委員と相談をして内容を見直したい。 ・水害をカバーする住宅総合保険は個人の判断だが、これからは何でも公に任せるといふものではない。琵琶湖周辺で住宅総合保険に加入している家屋数を調べたことはあるか。 <ul style="list-style-type: none"> ←調べたことはない。個人情報にも関わってくる(河川管理者)。 <p>○「8. 利水管理」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水位と貝類の死亡率の関係が示されているが、これによると BSL-1.0m を下回ると一気に死亡率が高まる。「(3)渇水対策の早期化」の根拠の1つになるのではないかと。 <p>○「9. 利用」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高水位によるヨシ刈りへの影響についても追加したい。 <ul style="list-style-type: none"> ←ヨシ刈りにも善し悪しがある。刈りすぎるとヨシ帯に産卵する魚類への影響が出てくるので、地域特性を考慮する必要がある。ヨシ刈りが産業として行われているのは主に内湖なので、水門管理を検討した方がよいのではないかと。 ←ヨシ刈りについては、1~3月は BSL-0.3m まで下げてもらわなければ困るといふご指摘を平成16年に頂いた。1~3月の琵琶湖は水位が低くなり、雪解け水によって高くなるという自然の状況に任せて放流量を決定しているので、現在は、試行的な操作は行っていない(河川管理者)。 ・「操作規則の見直しが必要である」と結んでいるが、どう見直すが書かれていない。利用面から見て 		

どのような水位が望ましいのかを指摘しておいた方がよい。

○制限水位について

- ・ダム方針の説明では、事前放流による方式（洗堰改修）とダムによる方式（丹生ダム）の両方を併用して制限水位を最大7cmあげられるという説明がなされたが、洗堰改修（瀬田川をBSL±0cmで1000m³/s流れる河道にする）だけで制限水位を5cmあげることは可能なのか。
 - ←現状の流下能力では無理だが、技術論的には可能だろう。ただ、どのような事業で行うのか、すぐに可能なのかという点については、今は答えられない。また、大きな課題として、降雨の予測精度も改善していかなければならない（河川管理者）。
 - ←現在の洗堰の流下能力でも多少であれば制限水位をあげることは可能だろう。前向きに考えていけないといけない。
- ・①制限水位の変更は、環境、利水、治水が譲り合わない結論が出ない。環境面からの主張が強く出されるのはよいと思うが、環境、治水、利水のトレードオフの関係に対してどこまで主張するか。
- ・②丹生ダムを治水リスク軽減として使うことには否定的であり、環境を考慮して非常に慎重に考えるべきというのが委員会の結論だ。
- ・③大戸川ダムを含めて全閉操作を避ける具体的な提案を滋賀県が検討中とのことだが、これを委員会でどう扱うか。いろいろな考えが出てきているが、委員会の役割を書いておくべきだ。
- ・④次の政策的な議論にどう活かしていくか、どこに向けて論点を整理するかが重要だ。委員会の役割は、論点を明らかにしてさまざまな検討の場に重要な視点を提供し、チェックしてもらうことにある。委員会の範疇にはおさまらない問題もあるが、委員会の役割として、結論を示し、整備計画とは別の枠組の議論の場においても議論を引き継いでもらう必要がある。
 - ←琵琶湖については、今後のフォローアップで「水位操作を見直すべきだ」という意見を述べるのも1つの方法だろう。「常に見直して欲しい」という提案でよいのではないか。
 - ←安易に施設建設に依存するのではなく、自然環境と洗堰操作の運用について多くの関係者が英知を集めて合意形成していくシステムが非常に重要であるという点を主張することが大事だ。
- ・常時満水位+0.3mを±0cmで運用して、浸水が起きそうなどときには下げるという操作は可能なのか。
 - ←春期の水位はBSL+5cmを目標にしている。平成17年の事例では、柔軟な操作をして何とか6月16日にBSL-0.2mを確保できた。BSL+5cmが最低ラインだと思っている（河川管理者）。

○その他

- ・「1. はじめに」を「要旨」に変更してはどうかと考えている。また、「9. 利用」の後に、環境、治水、利水、利用から見た水位についてまとめた（WGリーダー）。
- ③ 一般傍聴者からの意見聴取：3名から発言がなされた。主な意見は以下の通り（例示）。
 - ・洗堰水位操作と天ヶ瀬ダムについては今回の意見書は取り上げないということだが、全閉操作は天ヶ瀬ダムがネックになっているので、きちんと議論しなければならない。宇治川・塔の島地区については流域委員会でも検討してもらう必要がある。塔の島地区河川整備検討委員会では上下流との関連が考慮されていないので、両方で検討しなければならない。洗堰操作規則については、全閉操作廃止やバイパス等を含めてどうすればよいのか大いに議論をすべきだ。
 - ・平成16年12月24日付で宇治市長が流域委員会に意見書を出している。また、商工会議所、観光協会、漁業組合等からも宇治川の水質と生物（魚類）について意見が出されている。水位操作も影響していると思われるので、意見書には宇治川について1項を加えて頂きたい。
 - ・「滋賀県知事が大戸川ダムは将来的に必要という国の方針を支持した」ということだが、今後、大戸川ダムをどう扱うのか。国交省では話がなされているのか。ダム管理例規集に記載されている規則と洗堰操作に整合性があるのか。河川管理者は滋賀県や本省にどう説明をしているのか。イササギが増えたという新聞記事があったが、水温等の過去のデータを検証してはどうか。意見書に図表を入れれば、よりわかりやすくなる。

以上

※結果報告は主な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするために庶務から発信させていただくものです。詳細な議事内容については、後日公開される議事録をご参照下さい。

淀川水系流域委員会 第 82 回運営会議 (06. 12. 25 開催) 結果報告		2007.1.4 庶務発信
開催日時	2006 年 12 月 25 日 (月) 10:00~12:35	
場 所	ぱるるプラザ京都 4 階 研修室 2	
参加者数	委員 9 名 河川管理者 3 名	
決定事項 および 審議事項		
<p>① ダム等の管理に係るフォローアップのスケジュール確認 審議資料 1「部会・WGにおける意見募集スケジュールについて」を用いてスケジュールの確認がなされた。</p> <p>② 利水・水需要管理部会、意見聴取反映WG、水位操作WGの状況確認 審議資料 1「部会・WGにおける意見募集スケジュールについて」を用いて、部会・WGの状況について確認がなされた。主な意見は以下の通り (例示)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員から頂いたご意見をもとに提言「水需要管理に向けて」を若干修正している。第 55 回委員会(1/11)には「案」として提出し、少数意見の募集についてお願いする予定だ。 ←内容に関わる修正以外(誤字脱字・表現等)については、期限を設けずに意見を受け付けたい(委員長)。 ・「水需要管理に向けて」と「住民参加のさらなる進化に向けて」は、これまでの委員会活動の集大成なので、簡易製本をした上で関係者に配布したい。河川管理者と庶務には必要な費用等について確認してほしい。 ・流域委員会が作成した提言や意見書の著作権を明確にしておくべきだ。河川管理者には確認をお願いしたい。 <p>③ 地域別部会の進め方について 審議資料 3-1~4「地域別部会議事次第」を用いて、1月に開催される各地域別部会の進め方について検討がなされた。主な意見は以下の通り (例示)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域別部会では、「報告」は各部会に関連する内容にとどめ、できるだけ「審議」に時間を割いて頂きたい。1月8日の地域別部会の事前会議は3部会合同で10:00~12:00に開催する(委員長)。 <p>④ 第 55 回委員会次第確認：資料 4「第 55 回委員会の議事次第(案)」について確認がなされた。</p> <p>⑤ ダムワーキングの進め方：ダムWGの進め方について意見交換がなされた。主な意見は以下の通り (例示)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ダムWGでは次期委員会への引き継ぎ事項を審議したい。これまでの資料や意見書で網羅されているとは思いますが、あらためて河川管理者に伝えたい意見を提出する(委員長)。 ・大戸川ダムと全閉操作について十分な議論ができていない。水位操作WGでどう扱うか。大戸川ダムと全閉操作に関する知事の発言を委員会としてどう扱うのか。整理しておかないと意見が言えないのではないか。委員会の中で整理・確認をして欲しい。 <p>⑥ 今後の会議等開催日程について：今後の会議開催について検討がなされ、下記の会議開催が決定した。 第 11 回ダムWG検討会 1月15日 10:00~13:00 みやこめっせ</p> <p>⑦ その他 (今後の流域委員会、レビュー作成について) 河川管理者より、今後の流域委員会とレビュー作成について説明がなされた後、質疑応答と意見交換がなされた。主な意見は以下の通り (例示)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 55 回委員会にて、今後の委員会やレビューについて説明させて頂くのでご意見を頂きたい(河川管理者)。 ・レビューは公開で開催して欲しい。7~8名による審議では「密室」と受け取られてしまう。 ←公開方法を考えている。大人数の公開の他、別室でのTV視聴やネット配信も考えられる(河川管理者)。 ←傍聴者を限定してもよいので公開で開催した方がよい。議事録は発言者名入りで公開して頂きたい。 ←レビュー委員にとっては、むしろ、公開で開催して結論に至った経緯が分かる方がよいだろう。 ただ、全ての会議を公開で開催するかどうかは、レビューが判断することだ。 ・1月からレビューを開始するのであれば、第 55 回委員会でレビューに加わる流域委員会委員の候補を決めた方がよい。河川管理者から委員の推薦依頼状を出してもらいたい。 ・レビュー委員には、河川工学、行政法、住民参加、自治体首長が予定されているが、環境も追加して欲しい。 ・レビューの目的は、河川管理者による学識者、自治体、住民への意見の聴き方のバランスが悪かったため、これを見直すということなのか。 ←その通りだ。サイレントマジョリティーの意見を聴く工夫も必要だ。自治体には文書による意見照会をしてきたため、世の中には見えていなかった。アイデアの段階だが、市町村による討論会等によって見えている場で意見を出してもらってはどうかと考えている(河川管理者)。 		

- 自治体首長から「河川管理者が委員会意見に偏重している」という批判がある一方で、淀川水系流域委員会のような委員会をつくって欲しいという多くの住民の声もあるということも理解して頂きたい。
- レビューで配布する説明資料は、流域委員会の意見を聴いた上で作成した方がうまくいくのではないかと。河川管理者だけで進めると疑いの目を向けられるのではないかと。
 - ←レビューの事務局は河川管理者が担当する予定だ。会議資料は全て公開する。レビューでは、流域委員会が目指したものや工夫、成果、等身大の評価について整理できればと考えている（河川管理者）。
- 委員会の仕事（意見書作成）が任期中に終わりそうにない場合、見切りを付けて仕事を終わらせるのか、仕事を完成させるために任期継続を求めるのか。また、この一年間の活動をまとめたパンフレットを作成するために任期継続を求めるかどうか。任期が終了した後でも意見書の修正が可能なかどうか。委員会として検討しなければならないが、河川管理者にも検討と確認をお願いしたい。
- 流域委員会には膨大な仕事をお願いしている。河川管理者の説明資料も思うように出せなかった。お願いしている仕事については任期中にお願いしたいが、進捗状況によっては相談もあり得るのではないかと（河川管理者）。

以上

※結果報告は、委員の皆様に必要な決定事項等の会議結果を迅速にお知らせするため、庶務から発信させていただくものです。